

水質事故の未然防止及び事故時の適切な対応について

河川に油や有害物質などが流れ込むことで、水域環境が汚染されることを水質事故といいます。ここ数年、茅ヶ崎市でも水質事故の通報が数件確認されています。水質事故が発生すると、河川生物への被害や、土壌・地下水汚染など市民生活に大きな影響を及ぼすことがあります。みなさまも水域・土壌環境を保全するために、油等の漏出防止や、施設や排水の管理を徹底していただき、水質事故の未然防止にご協力をお願いします。

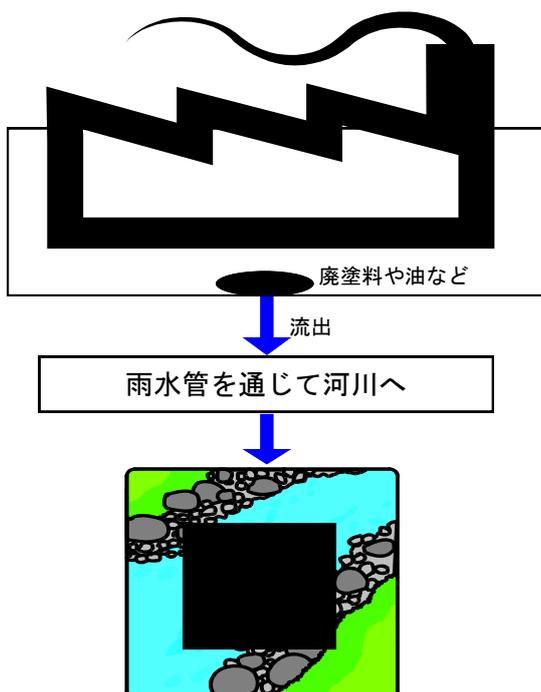
～ 水質事故の状況 ～

茅ヶ崎市内の水質事故の種類は魚の死亡や油の浮遊の他、河川の白濁などが見られています。

～ 水質事故の原因 ～

原因として、事業所や工事現場における施設の管理や作業上の「人為的ミス」が多くなっています。また交通事故による積荷や燃料の流出、不法投棄が原因になることもあります。

事業所等



雨水枡や道路側溝は河川につながっています。

～ 施設や排水の管理は適正に ～

浄化槽等排水処理施設の故障や、清掃作業等に伴う排水を雨水側溝に流したことによる水質事故がありました。排水処理施設の適正な管理に努めてください。

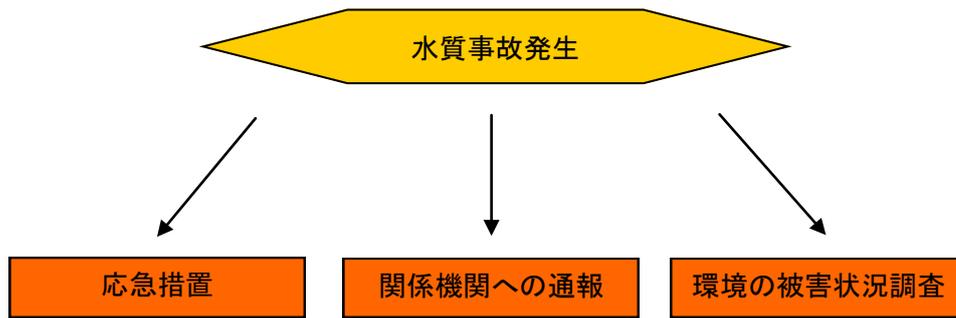
～ 廃油等を川に流すのは絶対にやめましょう ～

不要になった油類、塗料、農薬等を河川等に捨てることは、廃棄物の不法投棄として罰則が適用されることがあります。また近くに川がなくても、雨水枡や道路側溝は川につながっています。絶対にやめましょう。

「不法投棄の罰則」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

個人：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科
法人：3億円以下の罰金

水質事故を起こしてしまったら



○応急措置

原因物質の漏洩、流出を止めることを最優先に対応してください。

土のう等による堰き止めや生産工程の停止など、あらゆる方法を用いて公共用水域等への流出を防止してください。

※水質汚濁事故は河川環境が悪化するだけでなく、水道の取水の停止や、農業・漁業等に被害を及ぼす場合があります。原因者に対して多額の損害賠償請求がなされることがあります。早期発見・早期対応が汚染の拡大を防止し、被害を減らすことにつながります。

○関係機関への通報

「応急措置」の実施と並行して、事故の概要や被害の状況等の情報を茅ヶ崎市 環境部 環境保全課又は湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課に通報してください。

※応急措置及び通報については、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に規定があります。

【事故通報先】

- ・茅ヶ崎市 環境部 環境保全課
電話番号：0467-82-1111（内線：1233、1234）
- ・湘南地域県政総合センター 環境部 環境保全課
電話番号：0463-22-2711

○環境の被害状況調査

本内容も「応急措置」及び「関係機関への通報」と並行して行ってください。

下流の水域など環境の被害状況について調査し、必要に応じて対策、措置を実施してください。

日常からの取り組みについて

水質事故は、全ての事業活動で起こりうるもので、事業所においては、日常から事故を起こさないよう設備管理の徹底や、作業ミスの防止に取り組むことが重要です。

また、万が一事故が起きた場合、早急な応急措置が図れるよう緊急対応訓練を実施する等、日頃から事故に備えておくことも必要です。

【本リーフレットの内容に係る問い合わせ】

茅ヶ崎市 環境部 環境保全課 環境保全担当

電話番号：0467-82-1111（内線：1233、1234）